

地域支援課

郵便局と地域における協力的な協定を締結しました

町と郵便局は、2月6日、町民ホールにおいて、日々の業務で巡回している郵便局の強みを生かして、嵐山町の安全安心の確保につながる協定の調印式を行いました。

この協定により、普段配達等に従事されている郵便局員の皆様、町内で地域の見守り活動や、道路の損傷・廃棄物等の不法投棄の報告、災害発生時の協力等をしていただけるようになりました。

町民の皆様の安全安心がより高まることが期待されます。



町民の皆様の安全安心がより高まることを期待されます。

教育総務課

学用品費や学校給食費などの援助制度について

町では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（平成30年度小学校入学児童を含む）の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

【援助を受けられる方】  
○現在生活保護を受けられている方（修学旅行費、医療費のみ）申請は不要です。  
○生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方  
○その他必要と認められる方（保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしている）と認められる家庭など）世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し決定します。

【内容】  
学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費、修学旅行費など（学年により援助額は異なります。）  
【申し込み】  
教育総務課または学校にある申請書に記入し、3月20日（火）までに封筒に入れ、学校または教育総務課に提出してください

現在、町では第十回特別弔慰金の請求申請を受け付けており、請求期限は平成30年4月2日までです。  
特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。  
請求申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

○支給対象者  
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。  
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
2. 戦没者等の子  
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。  
4. 前述の1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。  
○支給内容  
額面25万円、5年償還の記名国債  
○請求期限  
平成30年4月2日まで  
（請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなり、ご注意ください。）

健康いきいき課

戦没者等のご遺族の皆様へ第十回特別弔慰金の請求申請はお済みですか

日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。  
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
2. 戦没者等の子  
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。  
4. 前述の1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。  
○支給内容  
額面25万円、5年償還の記名国債  
○請求期限  
平成30年4月2日まで  
（請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなり、ご注意ください。）

地域支援課

スマホで広報が読める『マチイロ』を登録しませんか？

スマートフォンなどで広報嵐山が読めるアプリ『マチイロ』をご存知ですか？

「マチイロ」をインストールし、嵐山町を登録すると、「広報嵐山」をスマートフォン・タブレット端末で気軽に読むことができます。  
ダウンロード方法は町ホームページをご覧ください。



問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152

環境農政課

平成30年度 狂犬病の集合予防注射を実施します

狂犬病予防注射は「すべての飼い犬」に「毎年1回」行うことが法律で義務づけられています。生後91日以上を経過した犬の飼い主の方は、後記のいずれかの会場で予防注射を受けさせていただきます。

また、飼い犬は現在居住している市町村への登録が義務づけられています。登録手続きがまだ済んでいない飼い主の方は、会場で予防注射と登録手続きをしていただく必要があります。

なお、犬を登録済の飼い主の方は、3月上旬に町からお送りする予防注射のご案内ハガキを当日は持参してください。  
※都合により集合注射会場で予防注射を受けられなかった場合には、動物病院で予防注射を受けて、注射済証明書と交付手数料（注射済票交付550円、未登録犬については登録手数料3,000円）を持って、環境農政課の窓口で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

費用  
未登録犬 6,000円  
（注射料2,750円・注射済

実施日	会場	時間
4月6日(金)	古里コミュニティ消防センター	10時～11時
	ふれあい交流センター	13時30分～14時30分
4月9日(月)	大蔵構造改善センター	10時～11時
	志賀2区自治会館	13時30分～14時30分
4月10日(火)	平澤コミュニティセンター	9時30分～10時30分
	川島公民館	11時～12時
	北部交流センター	13時30分～14時30分
4月11日(水)	杉山公民館	10時～11時
	鎌形北部集会所	13時30分～14時30分

票交付手数料550円・登録手数料3,000円  
（注射料2,750円・注射済票交付手数料550円）  
※つり銭のないようにご準備をお願いいたします。  
※予防注射の際のお願い  
・逃げられないよう首輪をしっかりとつけて、犬を制御できる人が連れてきてください。  
・鑑札、当該年度の注射済票は必ず、犬の首輪等に取り付けてください。  
・飼い犬が死亡したとき、また飼い主や住所が変わったとき

は、環境農政課へ届け出て下さい。  
・狂犬病予防注射は、犬が健康な状態であっても、ごくまれに副作用やアナフィラキシーショック等が起こることがあります。注射の後、犬の状態をいつもより注意深く観察してください。もし異常（犬が虚脱状態で起立不能、呼んでも全く反応がない等）が出た時は、すぐに獣医師のもとへ運んでください。  
問合せ 環境農政課 みどり環境担当 ☎62-0719

地域支援課

マイナンバーカード（個人番号カード）の取得はお済みですか？

3月は引越しの多い時期です。引越しの際、マイナンバーカードや通知カードの取扱いで注意する点等をお知らせします。

＜引越しの際のマイナンバーカードや通知カードの住所変更＞  
マイナンバー自体は引越しても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に新住所を追記する必要があります。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。  
※同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うこともできます。  
※世帯が別の方が手続きする場合は委任状が必要です。

＜マイナンバーカードの交付申請中の引越＞  
交付申請中（カード受取前）に引越しをされる場合、転入先で改めて申請していただく必要があります。その際には、再度顔写真を添付することなく署名または記名押印のみで申請することができ、転入先の市区町村窓口で改めて申請手

続をしてください。  
＜引越前に受け取った交付申請書の、引越後の取扱い＞  
引越に伴い住所が変わると、旧住所宛に「通知カード」と一緒に届けていた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できなくなります。転入先の市区町村窓口で渡される新しい「マイナンバーカード交付申請書」を使用して交付申請を行ってください。  
マイナンバーカードの交付申請書を紛失してしまったら？  
住民票がある市区町村で新しい申請書ID付き交付申請書を入力できます。このIDを用いて、スマホ・PCからも申請いただくことができます。  
マイナンバーに関する問い合わせは？  
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。  
0120-95-0178  
平日9時30分～20時  
土日祝9時30分～17時30分  
（年末年始を除く）  
問合せ  
①制度全般 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152  
②交付手続きなど 町民課 戸籍・住民担当 ☎62-2154  
③交付手続き以外の各行政手続き等においては各担当課にお問い合わせください。